

## 令和3年5月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日(月) 午後2時03分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

### 3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

### 4. 会議に出席した委員(19名)

1番 永利 春雄

2番 寺崎 廣喜

3番 (欠員)

4番 山下 芳文

5番 山田 憲二

6番 永利 昇

7番 大中 久敏

8番 野田 敏之

9番 山田 武二

10番 (欠員)

11番 白木 治

12番 廣田 一郎 (欠席)

13番 米倉 一雄

14番 中原 孝司

15番 藤井 豊志

16番 柳 文子

17番 天本 徹

18番 田籠 新

19番 白木 隆弘 (欠席)

20番 井手 浩

21番 久光 壽子

22番 草場 小夜子

23番 伊藤 武則

### 5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長　　こんにちは。長い連休も終わりましたが、これから本格的に、水稻の播種や育苗、麦の収穫といよいよ農繁期を迎えます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に事務局職員もり患し、農業委員の皆さまを始め、関係者の皆さまには、多大なご心配をおかけしたところです。

また、3度目となります緊急事態宣言が、12日より福岡県についても追加で発令される予定です。

小郡市においても、高齢者等へのワクチン接種が始まったと聞いておりますが、まだまだ、コロナ渦での厳しい生活が続きますので、引き続き、感染症対策の徹底をお願いするところです。

このような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は、議案4件、報告事項1件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長　　ただいまの出席委員は19名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号12番委員、議席番号19番委員より欠席届が出ています。よって、令和3年5月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

〔日程第1 議事録署名委員の指名〕

○議長　　日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、13番 米倉 一雄 委員、15番 藤井 豊志 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

〔日程第2 議案の審議〕

○議長　　これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局　　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に

ついて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ～3ページにかけての番号1は、3条の有償移転で売買となっております。福童地内の田27筆、畑2筆、計29筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)

(位置図で場所の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。

次に、番号2も、3条の有償移転で売買となっております。福童地内の田2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)

(位置図で場所の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。

次に、議案書4ページ、番号3は、3条の有償移転で売買となっております。福童地内の田2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)

(位置図で場所の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。

次に、番号4は、3条の有償移転で売買となっております。福童地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)

(位置図で場所の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。

なお、本件の譲受人は、農地法第3条第2項第5号に規定する農地の所有面積が50アール以上であることを満たしていませんが、同項ただし書に政令で定める相当の理由があるときは例外的に許可できることになっています。

政令で定める相当の事由は、農地法施行令第2条に規定されており、その位置、面積、形状等からみて、これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得する場

合となっています。

本申請地は、譲受人が所有し耕作している農地に隣接し、狭小地であることから、この相当の事由に該当すると考えられるため、農地法第3条第2項第5号の規定を満たしていませんが不許可の例外に該当するものと判断できます。

以上、番号4を除き、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

また、番号4につきましては、先ほど説明しましたように、不許可の例外として、問題はないものと思われます。

なお、地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議題の案件は、先月4月9日の総会において審議、ご承認をいただきました所有権移転の案件でしたが、譲渡人の都合により、4月23日に、農地法第3条の規定による許可処分の取消の申し出がありました。

従いまして、農業委員会の許可そのものを取り消す必要があるため、ご審議をお願いするものです。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件につきましては承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、願い出どおり承認することに決定いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、松崎地内の田1筆です。

一般個人住宅を建設するために、転用の申請があったものです。

#### (位置図で場所の説明)

申請地を起点に半径500メートルのラインが黒のライン、赤色のラインが550メートルのラインとなります。この赤色の円内に、富安医院、県立三井高等学校、松崎保育園及び県立小郡特別支援学校の4つの医療、教育施設が位置するものとなります。

また、申請地の西側の市道については、上・下水道管が埋設されています。

以上のことから、上・下水道管が埋設された道路の沿道の区域、なおかつ申請地を中心とする概ね半径500メートル以内に2以上の公共施設が存する区域内の農地に分類されますので、第3種農地に該当いたします。

#### (土地利用計画平面図、断面図の説明)

給水、汚水については、西側の市道に埋設された上・下水道より給水・排水し、雨水排水については、西側の道路側溝へ排水することとなっています。

また、東側と南北側の隣地との境界には、コンクリートブロックで擁壁を新設する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、番号2は福童地内の田8筆です。

県道鳥栖朝倉線工事関連のダンプ待機場として使用するために、一時転用の申請があったものです。

#### (位置図で場所の説明)

該当の農地区分は農振農用地、通称、青地に該当いたします。

なお、議案書の備考欄に記入しておりますように、今回の申請内容は「露天駐車場」、なお且つ、「一時転用」としての申請であります。

令和6年3月までの約3年間の一時転用となります。

農振農用地では、原則、転用は出来ませんが、3年以内の一時転用ですので例外規定に該当します。

また、申請地内は「砂質系流用土」敷き、露天駐車場を整備する計画となっています。

雨水排水については、素掘り側溝を行い、隣接水路へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

議案書 8 ページ、番号 3 及び番号 4 は同一の案件となりますので、併せて説明いたします。

申請地は、山隈地区内の畑 3 筆です。

社員及び車両の置き場となる露天駐車場とするために、転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

甘木鉄道西太刀洗駅を起点に 300 メートル及び 330 メートルの二重の円を描いております。330 メートル以内に、今回の申請地が存するため、第 3 種農地に分類されます。

(土地利用計画平面図、断面図の説明)

今回の申請は露天駐車場ですので、給水、汚水は発生しません。

なお、雨水排水については、東側道路に新設する側溝、溜桝を經由して、既設の道路側溝へ排水する計画となっております。

また、申請地内は砂利敷きとする計画となっております。

西側と南北側の隣地との境界には、コンクリートブロックで擁壁を新設する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ  
ます。

なお、番号 1 から番号 4 は、地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第 1 分科会へお願いしておりましたので、第 1 分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第 1 分科会長 ご報告いたします。

議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、第 1 分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第 1 分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転11件を議題といたしたいと思いますが、番号2の案件は、議席番号18番委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号18番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転11件について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、上岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)



次に、番号3は、上西鯨坂地内の田2筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ譲渡されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、議案書10ページ、番号4は、上西鯨坂地内の田2筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ譲渡されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、番号5は、古飯地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ譲渡されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、番号6は、下岩田地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ譲渡されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、議案書11ページ、番号7は、山隈地内の田3筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ譲渡されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、番号8は、山隈地内の畑7筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ譲渡されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、議案書12ページ、番号9は、光行地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ譲渡されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、番号10は、吹上地内の畑2筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ譲渡されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、番号11は、稲吉地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ譲渡されるものです。  
(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転11件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。本案件について、原案通り承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議席番号18番委員の入室を許可します。

(入室案内)



[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項1件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の13ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。  
番号1は、井上地内の畑1筆です。  
貸主の都合による合意解約です。  
次に、番号2は、上西鯨坂地内の田1筆です。  
売買のための合意解約です。  
次に、番号3は、上西鯨坂地内の田3筆です。  
売買のための合意解約です。  
議案書14ページ、番号4は、福童地内の田1筆です。  
売買のための合意解約です。  
番号5は、干潟地内の田2筆です。  
貸主の都合による合意解約です。  
以上、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項1件につきまして、何かご質問はありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。以上で、本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。  
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任し

ていただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年5月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和3年5月10日（月） 午後 2時44分閉会